

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年に祖父が経営するA県B市所在のC（以下「事業場」という。）に入社し、瓦施工業務に従事していた。

事業場は、創業者であった請求人の祖父の死亡後、平成〇年〇月〇日に有限会社となり、その後平成〇年〇月〇日に有限会社は解散し、個人事業として営業を継続していた。請求人は、事業場が有限会社であった時期は取締役であり、15年ほど前からは事業場における瓦施工の現場の責任者であるという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、事業場が請け負った家屋新築工事現場において、屋根瓦施工作業中に足場から転落し、負傷した。

請求人は、負傷当日、D病院に受診し「前頭骨骨折、局所性脳挫傷」等（以下「本件負傷」という。）と診断され、E病院等複数の医療機関において加療を継続した。

請求人は、本件負傷は瓦施工の作業が原因であり、業務上の負傷であるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者であると認められる否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人は事業場の経営に関与しておらず、代表者の指揮命令の下に労務の提供をしており、報酬の労務対償性の面でも他の労働者と何ら実態において変わることはないことを理由に、請求人は労災保険法上の労働者である旨主張する。

(2) 請求人の事業場における経営への関与状況について、代表者は、経営に関することは、代表者、請求人、請求人の弟の3人で話し合っている旨述べている。また、請求人及び請求人の弟は、瓦施工工事のうち約半数を占める50万円以下の工事の受注は代表者に相談せず、請求人と請求人の弟の裁量で決定し、従業員の採用は代表者、請求人、請求人の弟が決める旨述べている。

さらに、瓦施工の現場における作業の進め方について、請求人は、被災現場の責任者は請求人であり、現場での実際の作業について、代表者から指示は受けない旨述べているところ、代表者及び請求人の弟もそれぞれ請求人の申述内容と一致する申述をしていることが認められる。

(3) また、本件一件記録を精査したところ、請求人は瓦製造業に関しては、労災保険法第34条に基づく中小事業主等の特別加入者であることが認められる一方で、瓦施工業については、特別加入していないことが認められる。また、瓦施工業については、業種として建築工事に該当するところ、労働保険料の申告

については、決定書理由第2の2（1）イ（コ）のとおり、請求人以外の4名分の労働者の賃金が計上されているだけであることが認められる。

そうすると、請求人は、瓦製造業においては特別加入者でありながら、瓦施工業においては特別加入をしておらず、かつ、労働者としての保険料の申告もしていないにもかかわらず、瓦製造業において特別加入し、瓦施工業において特別加入していない理由は分からない旨主張し、本件負傷時は労働者であり、療養補償給付が支給されるべき旨主張していることとなるから、その主張は矛盾している。

(4) 以上のように、請求人及び事業場の経営を担う親族の申述から、請求人は経営に参与しているものと判断されること及び瓦施工に関して請求人は代表者から具体的な細かい指示を受けず、現場施工管理及び作業の指揮命令をする立場にあることから、請求人は事業場の経営を担う立場にあり、代表者との間に使用従属関係があるとは認められない。したがって、当審査会としても、決定書理由第2の2（2）に説示のとおり、請求人は労災保険法上の労働者とは認められないと判断する。

(5) なお、請求代理人は、「経営に携わるとは、資金繰りも含め、当該事業体の今後の事業計画などを企画立案し、人事労務もコントロールし得るだけの権限を有して初めて言えるものである。」とし、これには請求人の権限は当てはまらないなど、請求人は労働者である旨を主張するが、いずれの主張も請求人の業務実態と本件の「判断の要件」に照らし採用できず、上記結論を左右しない。

3 以上のとおりであるから、請求人は労災保険法上の労働者であるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。